

経営安定関連保証 5号の様式例集（令和6年12月以降）

○様式はあくまで「例」であり、レイアウトや様式番号等が異なる場合があります。

通常の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5－ (イ)－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5－ (イ)－②
創業者の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5－ (イ)－③
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5－ (イ)－④
原油高の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5－ (ロ)－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5－ (ロ)－②
利益率の様式例	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5－ (ハ)－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5－ (ハ)－②

認定権者記載欄

様式第5-(ハ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ハ-①）（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇（注2）の増加が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

（表）

※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 月平均売上高営業利益率

$\frac{B-A}{B} \times 100$

減少率 %

A：申込時点における最近3か月間の月平均売上高営業利益率

（ 年 月 ～ 年 月） _____ %（注3）

B：Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上高営業利益率

（ 年 月 ～ 年 月） _____ %（注3）

「 番 号 」

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1）本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

（注2）〇〇〇〇には、外的要因及び増加している費用を入れる。

（注3）企業全体の月平均売上高営業利益率を記載。

（留意事項）

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。

認定権者記載欄		

様式第5-(ハ)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ハ-②）（例）

年 月 日

（市町長名） 様

申請者
住 所
氏 名 （名称及び代表者の氏名）

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、〇〇〇〇（注2）の増加が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

（表）

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1 事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 月平均売上高営業利益率

$\frac{B-A}{B} \times 100$	指定業種の減少率 _____ %
	全体の減少率 _____ %
最近3か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合 _____ %	

A：申込時点における最近3か月間の月平均売上高営業利益率
（ 年 月 ～ 年 月）

指定業種の月平均売上高営業利益率 _____ %
全体の月平均売上高営業利益率 _____ %

B：Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上高営業利益率
（ 年 月 ～ 年 月）

指定業種の月平均売上高営業利益率 _____ %
全体の月平均売上高営業利益率 _____ %

「 番 号 」
令和 年 月 日
申請のとおり、相違ないことを認定します。

（注）信用保証協会への申込期間
年 月 日から 年 月 日まで

認定者名

（注1）本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合、指定業種及び申請者全体双方の月平均売上高営業利益率が認定基準を満たす場合に使用する。

（注2）〇〇〇〇には、外的要因及び増加している費用を入れる。

（留意事項）

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。